

第2号様式の11（第11条の19関係）

優良防火対象物不認定通知書

第 年 月 日 号

宛

東京消防庁

消防署長



年 月 日（受付番号：第 号）付けで申請のあつた防火対象物については、認定基準に適合していないため、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	( ) 項 ( )
申請のあつた部分	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分 ( )	
認定基準不適合事項		
特記事項		

※教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本産業規格A列4番）